

第1章 計画の枠組み

1-1 計画策定の背景と目的

松坂城跡は、伊勢平野中央の中河川阪内川右岸にある独立丘陵上に、16世紀後期に武将蒲生^{がもう}氏郷^{うじさと}によって築かれた平山城で、現在の松阪市中心市街地の中央部にある。城の外郭をしめる三ノ丸と堀は、当時の姿を失っているが、本丸・二ノ丸・きたい丸などは比較的良好な状態で遺構が遺存している。

そして、松坂城跡は、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、その姿を良好にとどめており、当初は豊臣政権の東国への備えとして築かれたと考えられるとともに、江戸期の御三家の一つである和歌山藩領の飛地内に所在し、その支配の拠点となった城郭として明治期まで存続した点で特筆されるなど、近世の政治・軍事を知る上で重要であるとして、平成23年（2011）2月7日に国の史跡に指定された。

松坂城跡は、明治14年（1881）県直轄の公園となり、さらに第2次世界大戦後に都市公園法に基づく都市公園となり、現在も市民からは松阪公園の名で親しまれ、春には桜の名所として県内に知られる。しかしながら、昭和27年（1952）には三重県指定史跡となるものの、これまでは、昭和26年に本丸跡に上水用の配水塔が設置されたり、藤棚や野外劇場が設置されたりするなど、時代の要請とはいえ、公共施設や公園としての整備が優先された。また、昭和63年（1988）から平成15年度（2003）の間実施された石垣の修理工事も、かならずしも文化財として取り扱い方が十分であったとはいえない。

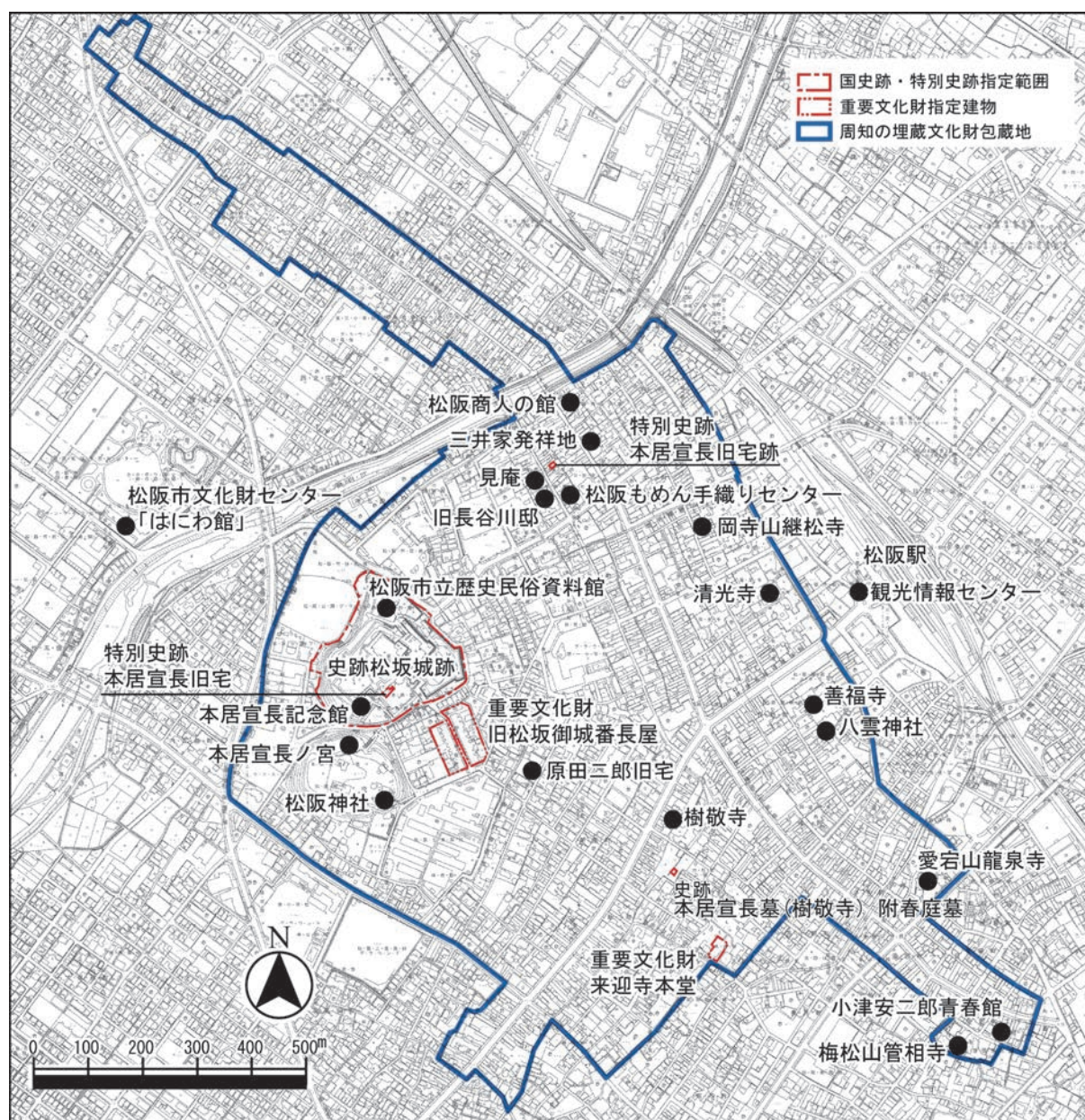
このような状況を踏まえ、松阪市では、松坂城跡を史跡としての価値を維持しつつ、今後も適切に保存して次世代に貴重な歴史遺産として継承していくため、史跡松坂城跡の今後の適正な保存管理並びに整備の方向性を示した「保存管理計画」を平成24年3月に策定した。

そして、松阪市はこの「保存管理計画」を踏まえ、史跡松坂城跡の保存並びに活用整備に向けて整備基本計画を策定することとなった。

1-2 計画の対象範囲

松坂城跡の国史跡指定地は、松坂城の本丸跡・二ノ丸跡・きたい丸跡・隠居丸跡を含む松坂城の中核をなす地区である。しかし、史跡松坂城跡の周辺には三ノ丸跡や既に重要文化財に指定されている旧松坂御城番長屋があり、また古絵図等によれば、松坂城は東西約500m、南北約800mの範囲が土居・堀で囲われていたことも明らかである。さらに、松坂城と深く関わり、松坂城と一体となった城下町が形成されており、本町・魚町・殿町等には今もかつての面影をとどめたまちなみが残っているほか、旧長谷川邸をはじめとした歴史的文化的資源が数多く分布する。

以上のような状況を考慮し、整備基本計画策定の範囲（以後「計画地」という）は、国史跡指定地を直接的な範囲とするものの、ネットワーク計画等においては、史跡松坂城跡の周辺も計画に取り込むものとする。



計画の対象範囲(計画地)図

1－3 計画の目標期間

本整備基本計画は、史跡松坂城跡の整備の基本的方向性を定めるものであり、今後この計画に基づき、具体的事業実施に向けて実施計画等の立案が必要となるが、その内容は多岐で、また発掘調査等の実施など具体的整備に向けて解消すべき課題等も少なくない。そのため、事業は段階的に実施するものとし、その内容等により概ね、当面、中期、長期の3段階に区分するものとする。

当面の事業は、整備のために必要な石垣調査や発掘調査のほか、遺構の保存上緊急を要するものや利用上支障をきたしている園路等の整備や発掘調査が概ね完了しており比較的整備条件が整っている本丸地区等を中心に行うこととする。なお、当面の事業期間についても概ね5ヶ年毎に区分し、前期（5ヶ年：平成26～30年）と後期（5ヶ年：平成31～35年）に分け、計画の優先順位を定め事業を進めることとする。

なお、中期以降については当面事業期間における整備状況や上位関連計画、社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じ事業期間、内容、箇所等の見直しを行うものとする。

1－4 関連計画等との関係

本整備基本計画は、基本的には平成24年（2012）3月に策定された「史跡松坂城跡保存管理計画」の主旨を十分に踏まえたものであり、現状変更に対する保存管理基準は遵守しており、その延長線上での具体的な整備計画を示したものである。さらに本計画は、史跡松坂城跡の環境整備だけでなく、周辺地域の土地利用計画、道路計画、観光計画、修景計画等とも深い関係を有するものと思われる。そのため、本計画自体の独自性を維持しつつ、その前提として松阪市の総合計画をはじめとする上位計画や各種関連計画との整合性を図っていくものとする。